

受給するには登録・申請が必要です・変更が生じた場合も各窓口へ届出ください

## 子どもの医療費支給制度・重度心身障害者医療費支給制度について

### 子どもの医療費支給制度

お子さんが医療機関を受診したとき、その保険診療による医療費の自己負担分を支給します。この支給を受けるには、受給資格登録と医療費支給申請が必要です。登録していない方は、子育て支援課窓口で申請してください。

対象の子ども 満18歳になる年の年度末まで  
対象の医療費 保険診療によ



### 重度心身障害者医療費支給制度

対象の子ども 満18歳になる年の年度末まで  
対象の医療費 保険診療によ

※学校等で加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となります。  
※申請時の持ち物 ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳  
○印鑑  
○本人名義の預金通帳

※平成27年1月1日以後に新たに重度心身障害者となりました65歳以上の方は対象にはなりません。  
※申請時の持ち物 ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳  
○印鑑  
○本人名義の預金通帳

※転出などで越生町での受給資格がなくなつた場合は、必ず届出をして、受給資格証を返却してください。  
※健康保険証の変更、氏名・住所変更など生じた場合も各窓口へ届出ください。

対象 ○身体障害者手帳1級、2級、3級の方

### 越生・毛呂山町内の指定医療機関の支払いについて

方があが病院などで受診した場合に、医療保険が適用される医療費から高額療養費、付加給付、他法負担分等を控除した残りの額を助成します。受給するには申請が必要です。

心身に重度の障がいのある方が病院などで受診した場合に、医療保険が適用される医療費から高額療養費、付加給付、他法負担分等を控除した残りの額を助成します。受給するには申請が必要です。

○長期特定疾病の薬局について  
○こども医療費支給制度について  
○重度心身障害者医療費支給制度について

問 健康福祉課 福祉担当  
内線114

を掲示すると、医療費の支払いが免除されます（保険診療分のみ）。ただし、次の場合は免除されませんので、発行された領収書とともに各窓口に申請してください。

適正受診をお願いします  
○平日の診療時間内に受診しましょう。

○同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。  
○普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましよう。

○薬のもらいすぎや飲み合わせに注意しましょう。  
○薬の「かかりつけ医」をもちましよう。

○ジエナリック医薬品を利用しましょう。  
ジエナリック医薬品（後発医薬品）は、安価で新薬（先発医薬品）と同等の効果を期待できます。医師や薬剤師と相談し、積極的に活用しましょう。

○長期特定疾病の薬局について  
○こども医療費支給制度について  
○重度心身障害者医療費支給制度について

問 子育て支援課 子ども担当  
内線162

出生を祝福し、健やかな成長を願い

## 出生祝金を支給します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため

対象 出産した子を養育して

いる父または母等で、子の

出産日において1年以上越

生町の住民基本台帳に記載

されている方

※1年に満たない場合は、1

年を経過後に申請できます

支給額 第1子..1万円、第

2子..3万円、第3子以降

..10万円

申請期間 子の出生日から1

年以内



## チャイルドシート購入費を助成します

乳幼児の健全育成支援のため

対象 ○購入時点で子どもが

6歳未満であること

○購入日と申請日に越生町に

住んでいること

○保護者は町税を滞納してい

ないこと

補助額 購入価格の2分の1

以内、1台につき上限1万

円(千円未満切捨)

※子ども1人につき2回まで申請できます。

申請期限 購入日後6か月以内

持ち物 ○領収書(レシート)

○品質保証書

○保護者の運転免許証

○自動車車検証

○印鑑

○申請者名義の振込口座があ

かるもの(通帳等)

問子育て支援課 子ども担当

## ベビーベッドを無料で貸し出します

週間前までに再度利用申請書をご提出ください。

対象 町内在住で、1歳未満

の乳児を養育する保護者

利用期間 6か月間

※出生予定日の2週間前から

利用できます。

※1歳の誕生日の前日まで延

長することができます。

利用方法 ①貸出希望日の1

か月前までに、利用申請書

を子育て支援課窓口にご提

出ください(持ち物..印鑑、

母子健康手帳(出生前に貸

④利用期間の延長を希望する

場合、貸出期間終了日の2

し出しを受けるとき)。

②町が貸し出しすることを決

定した場合、申請者に通知

するとともにレンタル業者

に連絡します。

③ベビーベッドは、宅配業者

から自宅に届けられます。

組立説明書をもとに利用者

が組み立て、梱包ケースは

大切に保管してください。

⑤利用者はベビーベッドを丁

寧にご使用ください。

⑥利用者は利用期間満了前に

宅配業者へ連絡し、梱包ケ

ースに入れて返却ください。

問子育て支援課 子ども担当



## 就学援助費を支給します

経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる町立小中学校の児童生徒に対し

支給費用 学用品費・学校給

食費・修学旅行費など

対象 ○児童扶養手当の支給

を受けている家庭

○収入が少ないため学校給食

費、修学旅行費の援助が必要な家庭

○職業が不安定(休職、失業、

倒産等)であるため生活が困窮している家庭

○特別な事情(災害、事故、

必要書類 生計をともにしている方全員の前年の所得が

わかるもの(源泉徴収票や確定申告書の写しなど)

※申請書を修正する場合、訂正印が必要になりますので、認印をご持参ください。

申請期間 2月1日(木)~3月30日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時)

※期間後も申請できますが、受給期間が短くなります。

認定の可否 7月頃に郵送

問学務課 学務担当

内線507